

柏市地域型保育事業設備運営基準条例の一部改正について

平成30年10月31日

こども部保育整備課

1 改正の趣旨

「平成29年度の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえ、国の基準（「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（以下「国基準」という。）」）が改正されたことに伴い、条例の一部改正を行うものです。

2 地域型保育事業の種類

類型	主な特徴	本市施設数 (H30.4 現在)
小規模保育事業（A型, B型, C型）	定員6～19人 ※A型は全員, B型は半数以上保育士 ※本市はA型のみ	7
事業所内保育事業	（小規模型）定員19人以下 （保育所型）定員20人以上 ※定員規模に応じ地域枠を設定	1
家庭的保育事業	定員1～5人 家庭的保育者の居宅等で保育	0
居宅訪問型保育事業	保育を必要とする子どもの居宅で保育	0

3 改正内容

児童福祉法第34条の16第2項及び国基準第1条第1項第2号の規定により、改正条項は従うべき基準とされていることから、次の事項について、国基準に従い別紙のとおり改正します。

(1) **小規模保育事業、事業所内保育事業及び家庭的保育事業における連携施設（代替保育の提供）に係る要件緩和**

※連携施設の確保が著しく困難な場合で、必要な要件を満たす場合に限り認められるものであり、原則として連携施設の確保は必要。

(2) **家庭的保育事業における食事の提供の特例に係る要件緩和**

※本市における該当施設なし。

4 施行期日

平成31年4月1日

5 今後のスケジュール

平成31年2月 平成31年第1回定例会に議案提出